

使用許諾契約書

本使用許諾契約書は下記のソフトウェア製品(以下本ソフトウェアといいます)に関し、お客様(個人又は法人)と武藤工業株式会社(以下当社といいます)との間に締結される法的な契約書です。本ソフトウェアを呼び出し、又は利用することによって、お客様は本使用許諾契約書の条項に同意されたものと致します。

製品名 : M-Draf Spirit / M-Draf Lite
ライセンス数 : Entitlement ID 証書に記述

第1条 (使用許諾)

当社はお客様に対し、本ソフトウェアを上記ライセンス数と同数の使用权を許諾します。

第2条 (譲渡等の禁止)

お客様は第三者に本ソフトウェアおよびそれを複製または改造したものの占有を移転し、または使用权を譲渡・貸与することはできません。

第3条 (改造等の禁止)

お客様は、本ソフトウェアを改造したり、或いはリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等を行なうことはできません。

第4条 (契約期間)

1. 本契約はお客様が本ソフトウェアのパッケージを開封した日より発効するものとします。
2. お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合は、当社は本契約を一方的に終了させていただくことがあります。本契約が解除された場合、お客様は本ソフトウェアを一切使用できないものとし、直ちに本ソフトウェアおよびその複製物を当社に返却するものとします。
3. お客様は本契約のいずれかの条項に違反して当社に損害を生ぜしめた場合には、お客様は賠償の責任を負う場合があります。

第5条 (保証)

1. 当社は本ソフトウェアの使用により生じ得る損害に関し、いかなる責任も負わないものとします。
2. また、当社は本ソフトウェアの仕様を予告なしに変更することがあり、本ソフトウェアのパフォーマンス、品質及びそれ以外の一切の性質、機能、並びにプログラム収納媒体の瑕疵を含めて明示的であると、黙示的であることを問わず、何等の保証をも行なわないものとします。
3. 当社の負う保証責任の範囲は、いかなる場合においても本ソフトウェアに対して支払われた代金相当額の賠償をもって限度とします。

第6条 (権利の帰属)

本ソフトウェアに関する著作権は当社に帰属します。

第7条 (アクティベーションサービス)

1. 本ソフトウェアの利用にあたり、お客様は、当社が提供するオンラインによるアクティベーション(ライセンス認証)サービス(以下「アクティベーションサービス」といいます)を通じてライセンス認証を行う必要があります。
2. 当社は、アクティベーションサービスの提供に関し、技術的理由、運用上の理由、サービス提供環境の変更、またはその他やむを得ない事由により、アクティベーションサービスの全部または一部を予告なく変更、停止または終了することがあります。
3. 前項に基づきアクティベーションサービスが停止または終了した場合、当該停止または終了後に本ソフトウェアを新たにインストールし、または再インストールすることができなくなる場合があります。なお、アクティベーションサービス停止または終了以前に認証済みの環境においては、本ソフトウェアが引き続き動作することがあります。
4. アクティベーションサービスの変更、停止または終了により、お客様が本ソフトウェアを再インストールできない、または別のコンピュータ環境に移行できない等の事象が生じた場合であっても、当社は、お客様に対し、損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、アクティベーションサービスを停止または終了する場合、合理的な範囲で当社ウェブサイト等にて事前に通知を行うものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

第8条 (使用許諾契約書の変更および公開)

1. 当社は、本使用許諾契約書の内容を、法令の改正、技術的要請、サービス内容の変更その他必要と認める事由により、予告なく変更することがあります。
2. 変更後の使用許諾契約書は、当社が運営するウェブサイトに掲載された時点で効力を生じるものとし、お客様は、当該変更後の使用許諾契約書に従うものとします。
3. 本使用許諾契約書の最新かつ正式な内容は、当社ウェブサイトに掲載されたものとし、当社が提供するいかなる媒体に記載された内容よりも優先して適用されるものとします。